

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- 1 このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 3 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1 感染防止のための基本的な対策		
(1)咳エチケットの徹底について		
<ul style="list-style-type: none"> ・咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。 ・その他() 		
<ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗いの重要性について全員に周知し、徹底を求めている。 ・人がよく触れる箇所について、拭き取り・消毒を行っている。 ・その他() 		
(3)日常的な健康状態の確認		
<ul style="list-style-type: none"> ・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。 ・出社時等に、全員の日々の体調(風邪症状や発熱の有無等)を確認している。または、風邪症状や発熱があれば上司等に報告するよう求めている。 ・その他() 		
(4)その他の対策について		
<ul style="list-style-type: none"> ・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。 ・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。 ・その他() 		
2 クラスターの発生防止のための対策		
(1)基本的な対策		
<ul style="list-style-type: none"> ・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の3つの条件を同時に満たす社内行事等を行わないようにしている。 ・その他() 		
(2)換気の悪い密閉空間の改善		
<ul style="list-style-type: none"> ・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされている。 ・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。 		

・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

(3)多くの人が密集する場所の改善

・在宅勤務・テレワークを推進している。	はい・いいえ
・時差通勤、自転車通勤の活用を図っている。	はい・いいえ
・テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の距離を2メートル以上取るようにしている。	はい・いいえ
・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。	はい・いいえ
・喫煙場所の利用を制限している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

(4)近距離での会話や発声の抑制

・職場では、人ととの間に距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
・外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

3 風邪症状が出た場合等の対応

・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ
・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安(※)」や最寄りの相談先を全員に周知している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が出た場合等の対応

(1)陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化

・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けうこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
--------------------------------------------------------------------------------	--------

(2)陽性者等が出た場合の把握

・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の範囲を決め、全員に周知している。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性である者と濃厚接觸した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

(3)他の対応

・濃厚接觸者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接觸者相談センター」を確認してある。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

5 感染防止に向けた行動変容

・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。	はい・いいえ
------------------------------------------------	--------

・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.3.31版